

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例運用要領

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例運用要領（平成17年4月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1 この要領は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年長野市条例第9号）第2条に掲げる契約（以下「長期継続契約」という。）の取扱いについて定めるものとする。

（長期継続契約の考え方）

第2 長期継続契約は、第3及び第10のとおり解除条件付きの複数年契約であるが、地方自治法第234条の3後段の規定により、各年度の予算の範囲内で執行される翌年度以後の債権債務が確定していない契約でもある。

（契約期間）

第3 長期継続契約の契約期間は、次のとおりとする。

- (1) 物品の賃貸契約 対象物品に応じて個別に定める。
- (2) 前号に伴う維持管理に関する委託契約 前号で定める期間以内
- (3) 建物、工作物及び機器の保守 5年以内
- (4) 建物の警備 機械警備 5年以内
機械警備以外の警備 2年以内
- (5) 建物の清掃 2年以内
- (6) 設備・機器の運転・監視 2年以内

2 前項に規定する契約に係る契約書に記載する契約期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 第1号及び第2号に規定する契約（以下「リース契約」という。） 複数年にわたる期間
- (2) 第3号から第6号までに規定する契約（以下「業務委託契約」という。） 当該契約の締結の日から当該年度の3月31日までの期間とし、契約条項に次の項目を設けるものとする。

第〇〇条 本契約は、発注者、受注者双方に異存がなければ平成〇〇年〇月〇日まで延長される。

（支出負担行為伺）

第4 長期継続契約に係る支出負担行為伺の伺額並びに起案及び決裁を行う時期は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額並びに時期とする。

- (1) リース契約
 - ア 伺額 当該契約の複数年にわたる期間における契約金額の総額
 - イ 時期 当該契約の始期（初年度）のみ（翌年度以降は不要）
- (2) 業務委託契約
 - ア 伺額 当該年度の予定価格（以下「当該年度予定価格」という。）

イ 時期 契約期間中毎年度
(財務会計システム上の処理)

第5 財務会計システムにおける入力処理については、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) リース契約

ア 契約初年度

(イ) システム上のメニュー

歳出(契約)－支出負担行為－伺(担当課契約)

- (イ) 入力事項等 「伺(担当課契約)」の「概要」画面に当該契約が長期継続契約であることを明記するとともに、「年割」画面の年割欄に金額を入力する(債務負担限度額欄は入力しない。)

イ 契約2年度目以降

(イ) システム上のメニュー

歳出(契約)－支出負担行為－伺兼確定(継続契約)

- (イ) 入力事項等 「伺兼確定(継続契約)」で初年度と同じ契約番号を使用し、必須事項を入力する。この際決裁欄は「押印」を選択するが、帳票は出力しない。(決裁は不要。)

(2) 業務委託契約

ア 契約初年度

(イ) システム上のメニュー

歳出(契約)－支出負担行為－伺(契約課契約)又は伺(担当課契約)

- (イ) 入力事項等 「伺(契約課契約)」又は「伺(担当課契約)」の「概要」画面に長期継続契約であること及び翌年度以降の予定価格を明記する(「年割」画面への入力は不要)。

イ 契約2年度目以降

(イ) システム上のメニュー

契約課契約及び担当課契約ともに、歳出(契約)－支出負担行為－伺(担当課契約)

(イ) 入力事項等

- a 「伺(担当課契約)」においては、初年度と同様に必須事項を入力し、決裁を受ける。(契約番号は新たなものが採番される。)

- b 「伺確定(契約)」においては、初年度と同様に必要事項を入力する。

この際決裁欄は「押印」を選択するが、帳票は出力しない。(決裁は不要。)

(法令・規則等の適用)

第6 長期継続契約に関する契約の事務に係る法令、条例、規則等の適用については、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号に定める額により判断するものとする。

(1) リース契約 当該契約の複数年にわたる期間における契約金額の総額

(2) 業務委託契約 当該年度予定価格

(対象となる業務委託)

第7 業務委託契約について長期継続契約の対象とすることができる契約は、長期継続契約の当該年度予定価格が50万円を超える業務委託とする。

2 第1項の規定により契約を締結する場合は、請書ではなく、本要領に規定する項目を明記した契約書を作成すること。

(契約課が契約する業務委託)

第8 当該年度予定価格が100万円を超える業務委託は、契約課が当該業務委託に係る契約事務を行うものとする。

(長野市物品等供給業者審査委員会における審議)

第9 長野市物品等供給業者審査委員会による審議が必要な業務委託契約に係る長期継続契約については、契約しようとする月の前々月に開催される長野市物品等供給業者審査委員会において審議するものとする。

(条件付解除条項)

第10 長期継続契約の契約書に「翌年度以後において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、本契約は解除する。」旨を明記するものとする。

(損害賠償)

第11 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条に定める項目のうち(1)物品の賃借契約及び(4)建物の警備(機械警備)の契約において、損害賠償条項が必要な場合は、次の項目を契約書に明記するものとする。

第〇〇条 発注者は、自己の都合によりこの契約を解除するときは、文書をもって受注者に通告するものとする。

2 前項の規定による契約の解除に伴い、受注者に損害を与えたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(契約金額)

第12 リース契約の契約金額は、複数年にわたる期間における契約金額の総額又は1か月当たりの契約金額とする。

2 業務委託契約の契約金額は、当該年度の契約金額とし、翌年度以後の各年度の契約予定額を次のように契約書に明記するものとする。

令和〇〇年度の契約金額は〇〇〇〇〇〇円(うち取引に係る消費税及び地方消費税額〇〇〇〇円)となる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成17年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日前に契約を締結した長期継続契約及びこの要領の施行の際現に支出負担行為等の処理を行っている長期継続契約については、改正後の長期継続契約を締結することができる契約を定める条例運用要領の規定にかかわらず、改正前の長期継続契約を締結することができる契約を定める条例運用要領の規定の例に

よる。

附 則

この要領は、平成23年6月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。